

【障害年金を受けている皆様へ】

障害状態の再認定に係る診断書の提出期限延長のお知らせ

障害の状態を確認する必要がある方には、確認が必要となる年に再認定をするための診断書等の書類をお送りしているところです。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、障害状態の再認定に係る診断書の提出期限を1年間延長することとなりました。

具体的には、令和2年2月末から令和3年2月末までに提出期限を迎える方について、提出期限をそれぞれ1年間延長します。

これに伴い、令和2年2月から令和2年6月の間に提出期限を迎える方で、まだ診断書を共済組合に提出されていない場合は、現時点で、診断書を作成・提出いただく必要はありません(既に診断書を提出された方が不利益になることはありません。)

なお、令和2年7月から令和3年2月までの間に提出期限を迎える方には、本年は共済組合から診断書を送付せず、来年以降、改めて送付します(7月生まれの方で既に診断書が送付されている方も、提出の必要はありません。)

また、今回の提出期限の延長の対象となる方々には、おって個別にお知らせ文書を送付する予定です。

本件についてのお問い合わせについては、加入されている(されていた)指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、都市職員共済組合までお願いします。

▶[○年金相談窓口一覧はこちら](#)

## 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う障害状態の 再認定に係る診断書の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症影響拡大に伴い、障害状態の再認定に係る診断書について、以下のように対応します。

### 1. 提出期限の延長について

- ・ 対象者:令和2年2月末から令和3年2月末までに提出期限を迎える方
  - ・ 延長後の提出期限:現在の提出期限の1年後
  - ・ 対象地域:全国(海外に居住する受給権者等も含む)
- ※ なお、延長後の提出期限前に障害の状態が重くなった場合は、年金の改定請求を行うことができますので、共済組合に連絡してください。  
(障害等級3級で65歳以上の方は請求できない場合があります。)

### 2. 既に診断書を提出された方について

対象者のうち、既に診断書を提出いただいた方については、診断書を審査した上で、不利益にならないよう、以下のとおり取り扱います。

- ・ 障害等級に変更がない場合または障害等級が増額改定と判定された場合は、延長前の提出期限の翌月から、判定結果を反映します。
- ・ 減額改定・支給停止と判定された場合は、診断書提出前の支給を継続し、延長後の提出期限時に、再度、診断書を提出いただき、審査・判定を行います。